

第8号議案

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

日又は時間を単位として報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の算定方法を見直すものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「に12及び」を「を21で除して得た額に、」に、「乗じて得た額を38時間45分に52を乗じたものから当該年度における祝日法による休日(土曜日を除く。)及び年末年始の休日(土曜日及び日曜日を除く。)の日数を合計した日数に7時間45分を乗じたものを減じたもので除して」を「7.75で除して得た数を乗じて」に改め、同条第3項中「に12を乗じて得た額を38時間45分に52を乗じたものから当該年度における祝日法による休日(土曜日を除く。)及び年末年始の休日(土曜日及び日曜日を除く。)の日数を合計した日数に7時間45分を乗じたものを減じたもの」を「を162.75」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。